

事業系廃棄物の減量化・資源化・ 適正処理の推進



目次

1. 廃掃法の目的	…	3
2. 事業者の責務	…	4
3. 大規模事業所	…	5～9
4. 廃棄物とは	…	10
5. 一般廃棄物について	…	11～16
6. 産業廃棄物について	…	17～31
7. 分別・リサイクルの徹底	…	32～36
8. 食品廃棄物	…	37～38
9. きら星活動賞	…	39～42
10. 食べきり協力店	…	43

廃掃法の目的

横浜市資源循環局マスコット イーオ



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

（目的）

第1条

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、**生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的**とする。

- 昭和46年施行、頻繁に改正されている。
- 罰則も厳罰化の傾向にあり、**最高刑は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人3億円以下）**。
- 自治体では法の趣旨に基づいて条例等を制定している。

事業者の責務

法律第3条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

条例※第4条

事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（※横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例）

事業用大規模建築物(大規模事業所)とは

条例第18条 (規則※第6条)

大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗

例：ショッピングセンター、大型スーパー、百貨店など

小売店舗：店舗用の延床面積が500㎡を超え、1,000㎡以下

例：ドラッグストア、小型のスーパーなど

小売店舗以外：事業用の延床面積が3,000㎡以上

例：学校、ホテル、オフィスビルなど

(※横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則)

事業用大規模建築物所有者等の責務

- 所有者は、事業系廃棄物の減量化・資源化を図る
- 入居事業者は、建築物の所有者に協力する

(条例第18条)

- 所有者は、減量化・資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、廃棄物管理責任者を選任し。市長に届ける

(条例第20条)

(横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例)

廃棄物管理責任者の役割

廃棄物処理法や横浜市一般廃棄物処理計画などの
廃棄物関係法令に従って

- 指導・啓発・教育等
- 種類・量などの把握
- 減量化・資源化推進組織・体制の構築
(社内リサイクル組織を作る、テナント会議開催など)
- リサイクルのための環境づくり
(分別容器などの導入、廃棄物保管場所の整備・整理)

減量化・資源化等計画書の提出

(条例第19条)

事業用大規模建築物の所有者は毎年1回提出

内容：廃棄物等の種類ごとに、

- ・ 過去2年の廃棄量・資源化量
- ・ これから1年の排出計画

**※昨年度より減量化・資源化等計画書の様式が
変更となっておりますので、作成の際ご注意ください。**

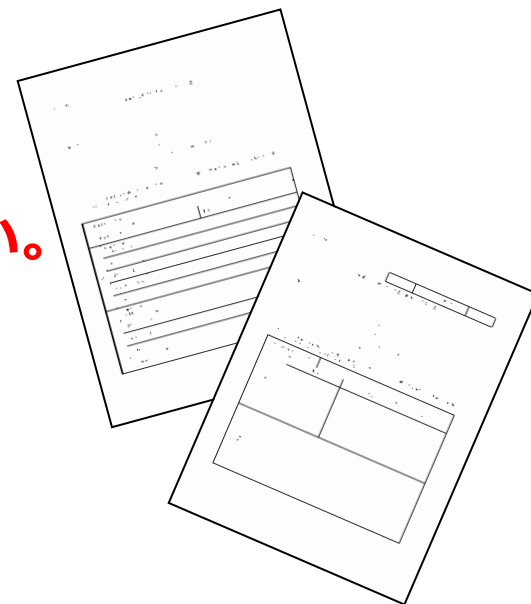
期限：毎年 5月31日

廃棄物管理責任者を選任(変更)したとき→

「廃棄物管理責任者選任(変更)届」を提出

その他の事項を変更したとき→

「減量化・資源化等計画書記載事項変更届出書」を提出



届出がないと通知文のあて名なども変更になりません。ご注意ください！

立入調査の実施

(法律第19条、条例第49条)

提出いただいた「減量化・資源化等計画書」に基づき立入調査を実施します。

【御用意いただくもの】

①一般廃棄物関係書類

(収集運搬に係る契約書および許可証写)

②産業廃棄物関係書類

(収集運搬に係る契約書および許可証写・産業廃棄物管理票)

(処分に係る契約書および許可証写)

【立入調査の内容】

①廃棄物の適正な契約・分別・処理

②減量・リサイクルの推進状況

③廃棄物保管場所の状況 など



☆ 廃棄物管理責任者の立ち会いのもとに行います。

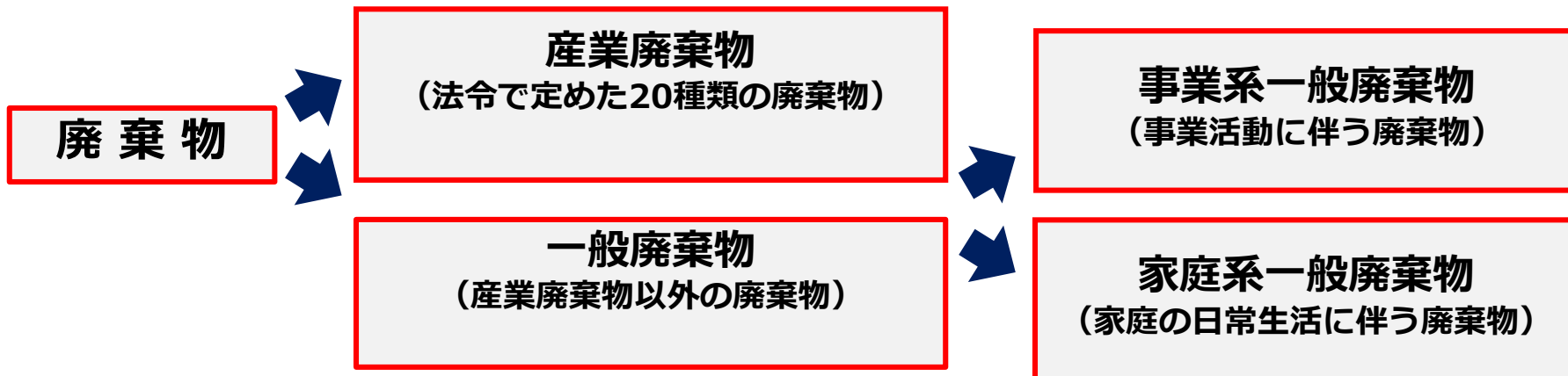
☆ 改善を求め、結果を報告していただく場合があります。 9

廃棄物とは 廃棄物の定義と分類

廃棄物とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却することができないために不要となった固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいい、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。

(法律第2条)

廃棄物の分類（法律第2条第2項、第4項）



このほか爆発性、毒性、感染性等のあるもの…
「特別管理一般廃棄物」 「特別管理産業廃棄物」

一般廃棄物について

【法律上の解釈】

一般廃棄物とは、廃棄物処理法において定められた、**産業廃棄物以外**の廃棄物となります。

【一般廃棄物の種類】

- ・ 紙類→新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、オフィス紙、ミックスペーパー
- ・ 生ごみ→食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ など
【再生利用の促進が求められています！】
- ・ その他→リサイクルできない紙、草、落ち葉、剪定枝 など

事業系一般廃棄物の処理方法

廃棄物の運搬・処分の委託基準

一般廃棄物の処理は、

一般廃棄物収集運搬業者と一般廃棄物処分業者

産業廃棄物の処理は、

産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処分業者

※その他環境省令で定める者に委託する。

(法律第6条の2第6項・第7項、第12条第5項～7項)

横浜市での事業系一般廃棄物の処理方法



事業系一般廃棄物管理票制度を廃止しました

事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の交付義務

次の3条件に該当し、市の焼却工場、南本牧廃棄物最終処分場へ搬入する事業者は、事業系一般廃棄物管理票を交付する義務があります。（条例37条・規則第19条）

- (1) 事業用大規模建築物の所有者
- (2) 本市の処理施設に常時1日平均100kg以上の一般廃棄物を搬入している
- (3) 一般廃棄物の運搬を許可業者に委託している



横浜市資源循環局マスコット ミーオ

事業系一般廃棄物管理票制度を廃止しました

事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の交付義務

次の3条件に該当し、市の指定工場、商業施設、廃棄物最終処分場へ搬入する事業者は、事業系一般廃棄物管理票の交付義務があります。（条例37条・規則第19条）

- (1) 事業用大規模建築物の所有者である
- (2) 本市の処理施設に常時1日あたり10トン以上の一般廃棄物を搬入している
- (3) 一般廃棄物の運搬を許可業者に委託している



横浜市資源循環局マスコット ミーオ

事業系一般廃棄物管理票制度を廃止しました

令和6年3月31日をもって事業系一般廃棄物管理票制度を**廃止**しました。

つきましては、令和6年4月1日から当該管理票の交付は**不要**となります。

・管理票B票(処理施設用)の本市への提出は不要ですので、各工場の計量棟に設置している提出ボックスは撤去します。

・各工場における管理票への打刻機は撤去いたしますので、本市処理施設に廃棄物を搬入した事実を確認する書類は、搬入伝票を用いてくださいますようお願いいたします。

・排出事業者及び許可業者で保管をしている管理票については、**廃棄していただいて構いません。**



資源化できます！リサイクルへ（古紙）

古紙類…新聞、ダンボール、雑誌、オフィス紙、紙パック、ミックスペーパー※などは、**種類毎に分別し**、古紙問屋や製紙工場へ

★資源化可能な古紙は焼却工場へ搬入できません。

※ミックスペーパーとは？

名刺・封筒・メモ用紙・付箋紙・シュレッターくず等の細かな紙類
包装紙・紙袋・菓子箱など

お菓子の箱

たばこの箱

付箋紙

名刺

メモ用紙

封筒

古紙を取り扱う業者は横浜市のHPで紹介しています。

「古紙を取り扱う横浜市内の業者一覧」 「機密書類処理可能業者一覧」

リサイクルできない古紙もあります（リサイクル禁忌品）

汚れている紙、ビニールコート紙、写真、金紙・銀紙、感熱発泡紙、裏カーボン紙など → 一般ごみ（燃やすごみ）へ

産業廃棄物について





全ての業種が対象

	種類
1	燃え殻
2	汚泥
3	廃油
4	廃酸
5	廃アルカリ
6	廃プラスチック類
7	ゴムくず
8	金属くず
9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
10	鉱さい
11	がれき類
12	ばいじん

業種限定のある産業廃棄物

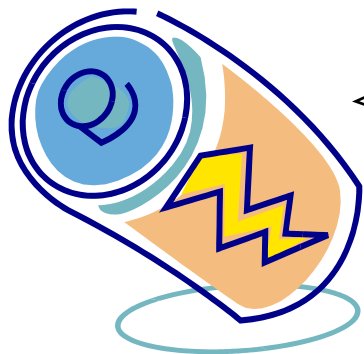
	種類	業種
13	紙くず	建設業、パルプ製造業等
14	木くず	建設業、木製品製造業等
15	繊維くず	建設業、繊維工業等
16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業等
17	動物系固形不要物	と畜場等
18	動物のふん尿	畜産農業等
19	動物の死体	畜産農業等
20	産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの。	

産業廃棄物の代表例

種類	代表例
廃プラスチック類	<p>発泡スチロール、PPバンド、ペットボトル 弁当容器、ビニール袋、不織布マスク、 文具類、プラスチック製包装類 等</p> <p>プラスチック素材のものは、 全て産業廃棄物になります。 一般廃棄物には絶対に混ぜないでください！</p>  
金属くず	<p>空き缶、スチールラック、 スプレー缶 等</p> 
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	<p>空きびん、ガラス製品、 陶磁器くず、タイル、 石膏ボード 等</p> 

複数の種類にまたがる産業廃棄物

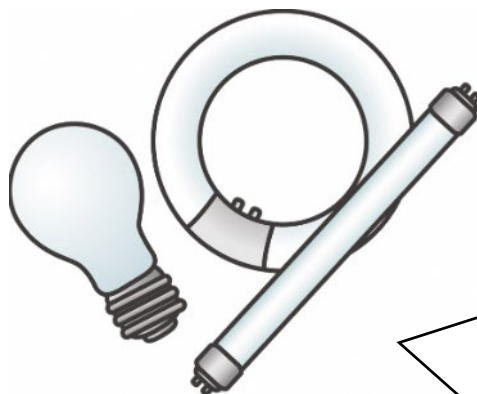
例えば・・・



乾電池は
金属くず
+ 汚泥



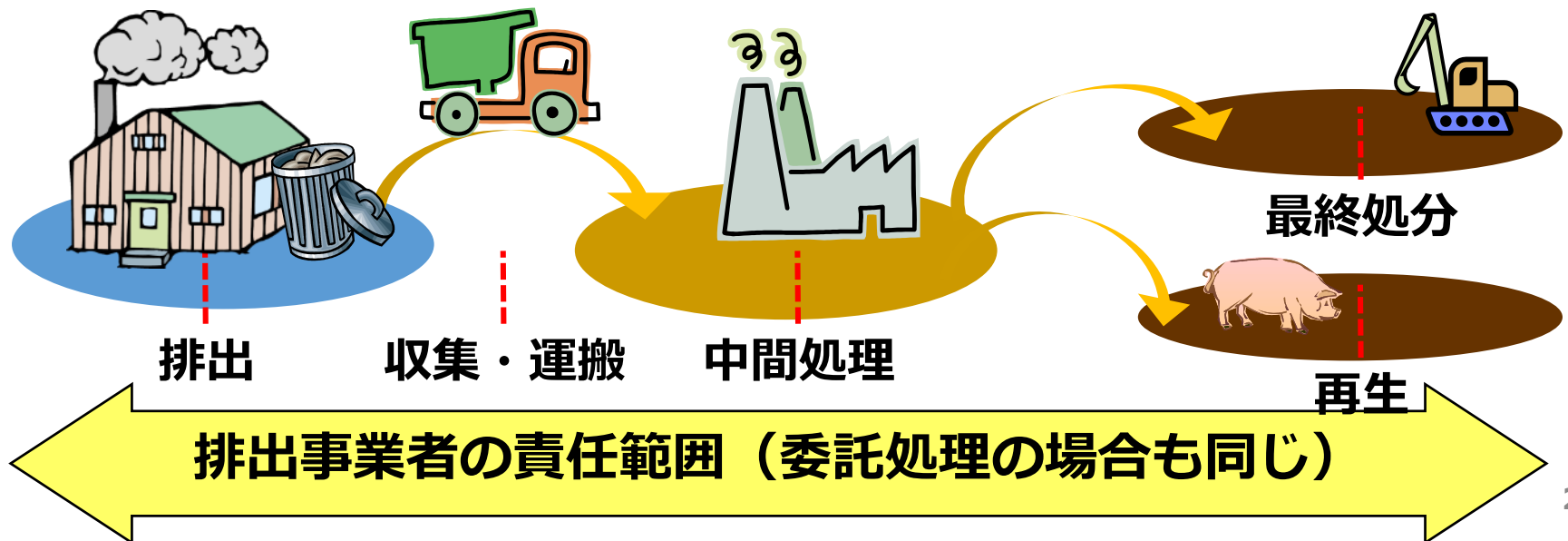
事務用机は
金属くず
+ 廃プラスチック類 + 木く
ずなど



蛍光灯は、
廃プラスチック類
+ 金属くず
+ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(水銀
使用製品産業廃棄物を含む)

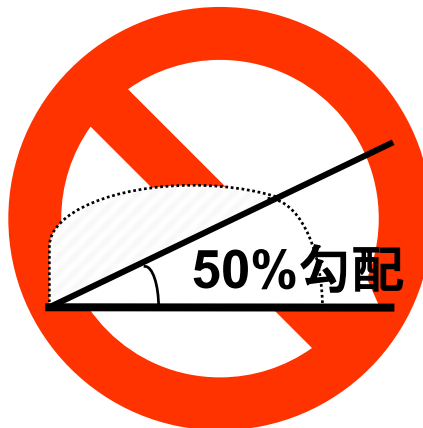
◆ 排出事業者がしなければならないこと

- ✓ 発生する廃棄物の種類・量の把握と分別
- ✓ **保管基準**に従った保管
- ✓ (収集運搬、処分の) 許可業者への委託
- ✓ **委託基準**に従った委託契約書の締結、マニフェストの使用
- ✓ 適正に最終処分まで行われたことの確認



保管基準

- 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- 屋外において産業廃棄物を容器を用いず保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管場所の各部分について、省令で定めるところによること。
- 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

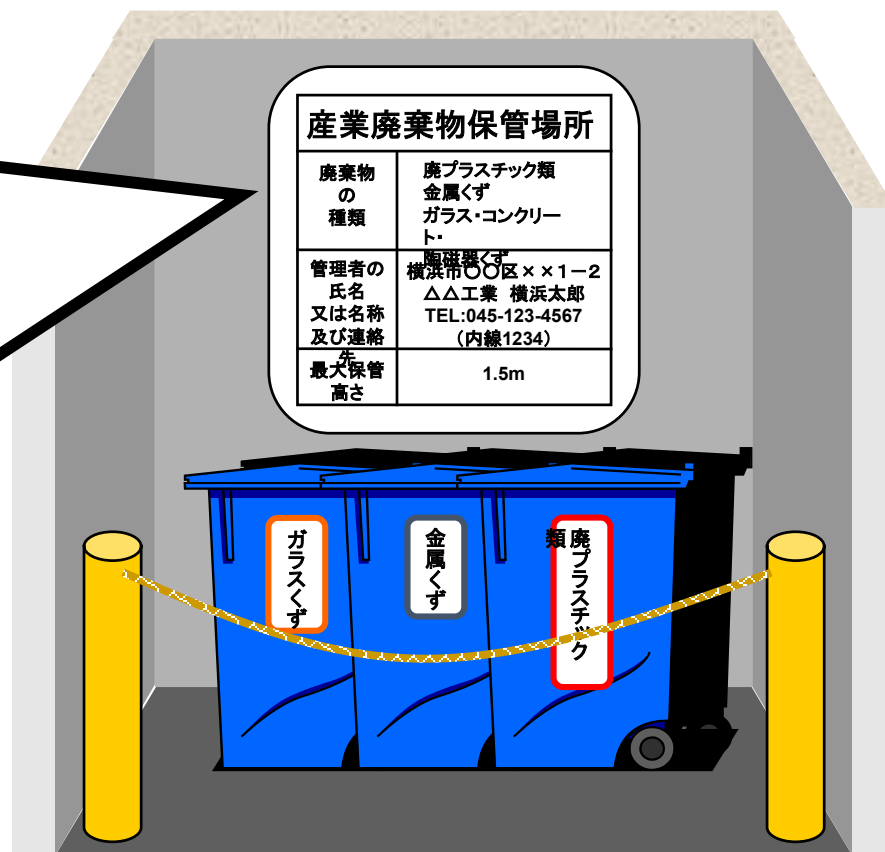


保管場所の要件

- ・ 周囲に囲いが設けられていること
- ・ 見やすい箇所に 掲示板(タテ、ヨコ60cm以上)を設置すること

掲示板の表示内容の必須事項

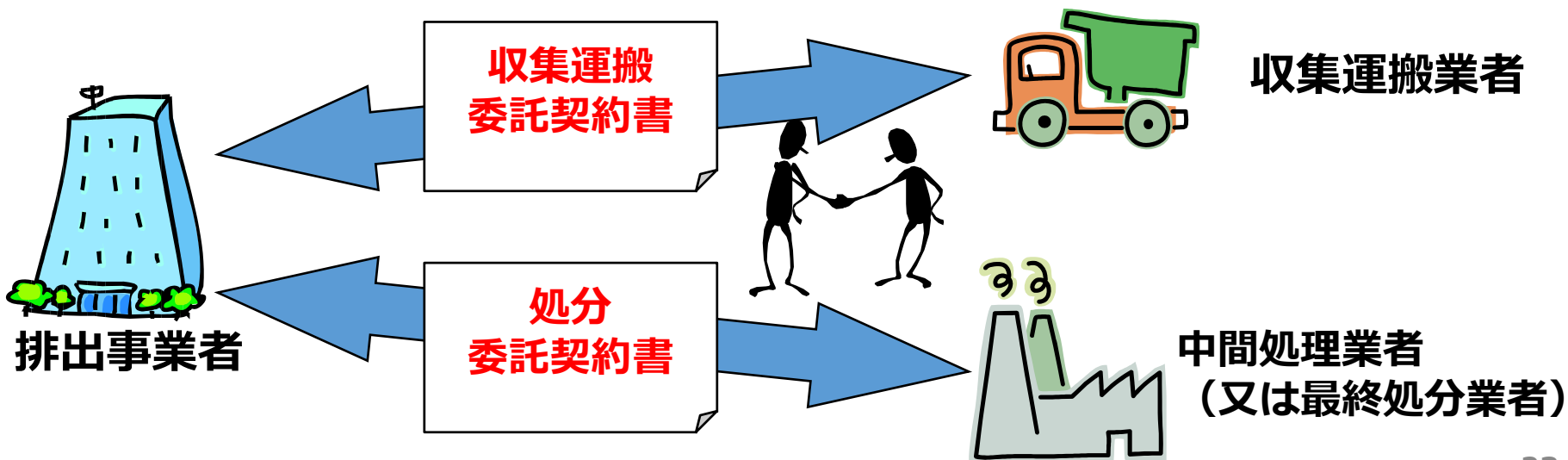
- ①(特別管理)産業廃棄物の保管場所である旨
- ②保管する産業廃棄物の種類
- ③保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④省令で定める最高の保管の高さ(屋外で容器を用いずに保管する場合のみ)



委託基準

◆ 委託契約

- 収集運搬と処分をそれぞれ許可業者に委託します。契約は原則として2者間契約とし、必ず文書で取りかわしてください。
- 契約書は契約終了後、5年間保管しなければなりません。



産業廃棄物管理票（マニフェスト）

処理を委託する際には、必要事項を記載したマニフェストを交付しなければなりません。



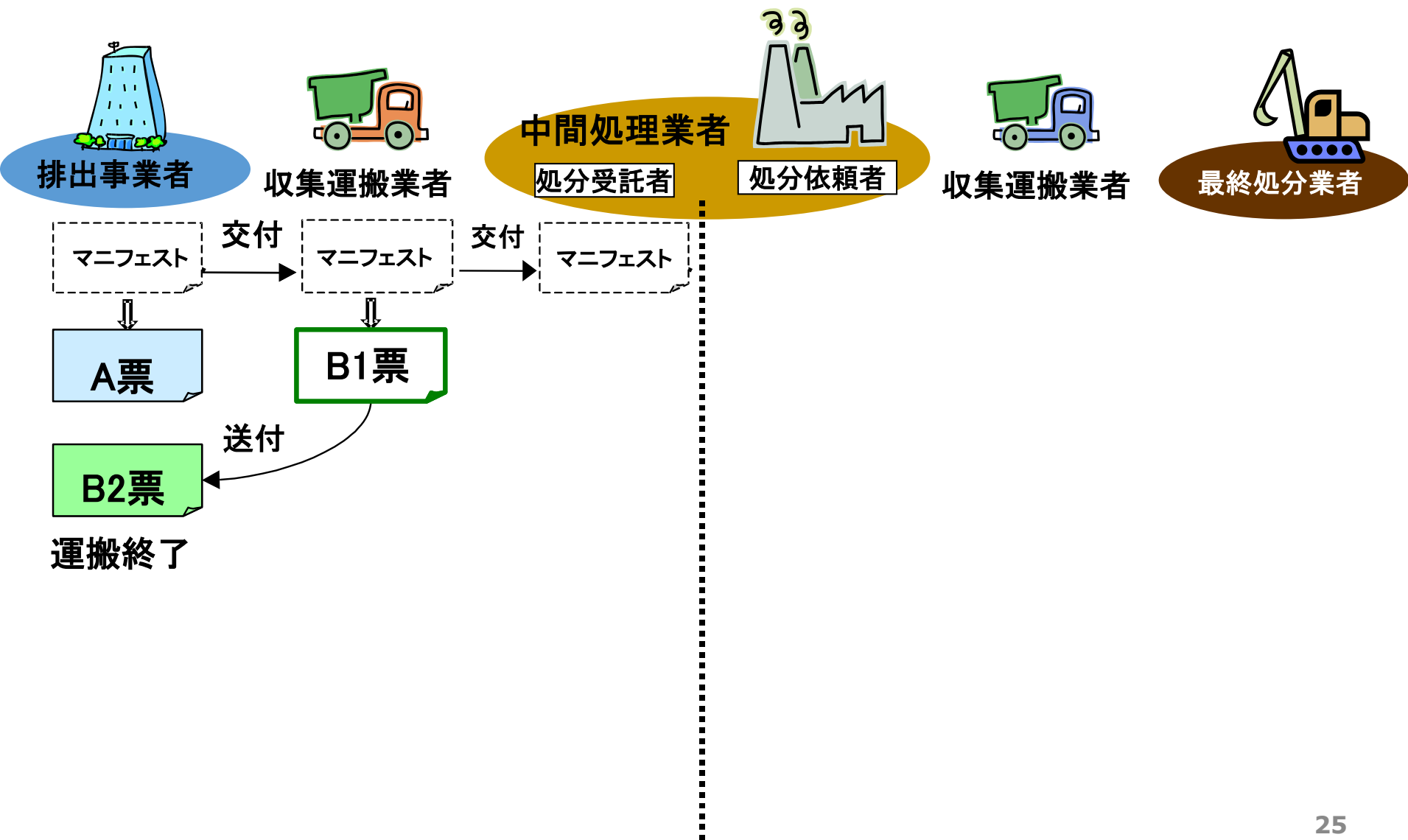
横浜市資源循環局マスコット イーオ

【注意】マニフェストは、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付する必要があります。

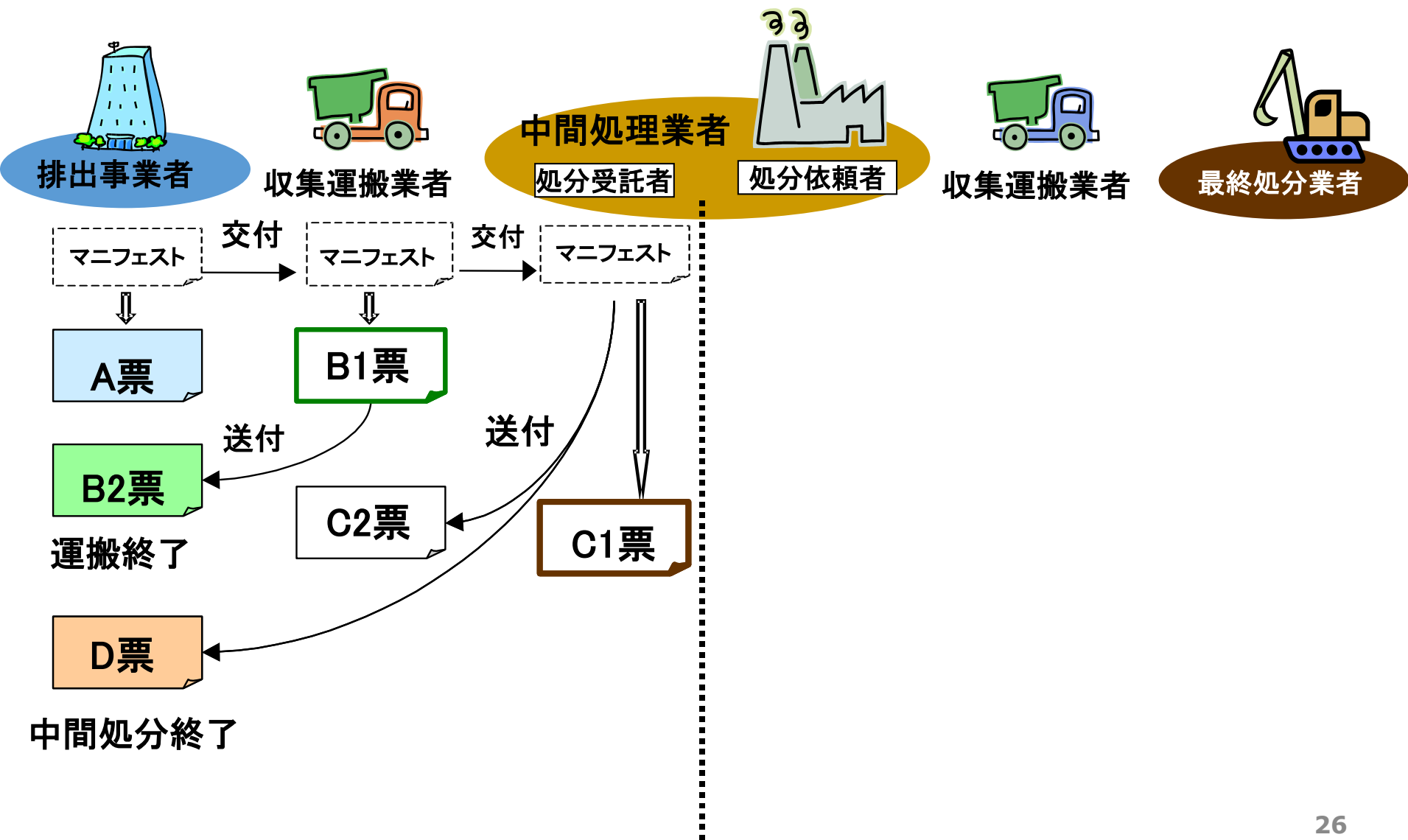
○マニフェストの目的

- ✓ 処理を委託する産業廃棄物の種類、数量、荷姿、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項などの情報を処理業者に正確に伝える
- ✓ 処理の各段階で管理票の写しの送付を受けることにより、当該廃棄物の処理状況を把握する

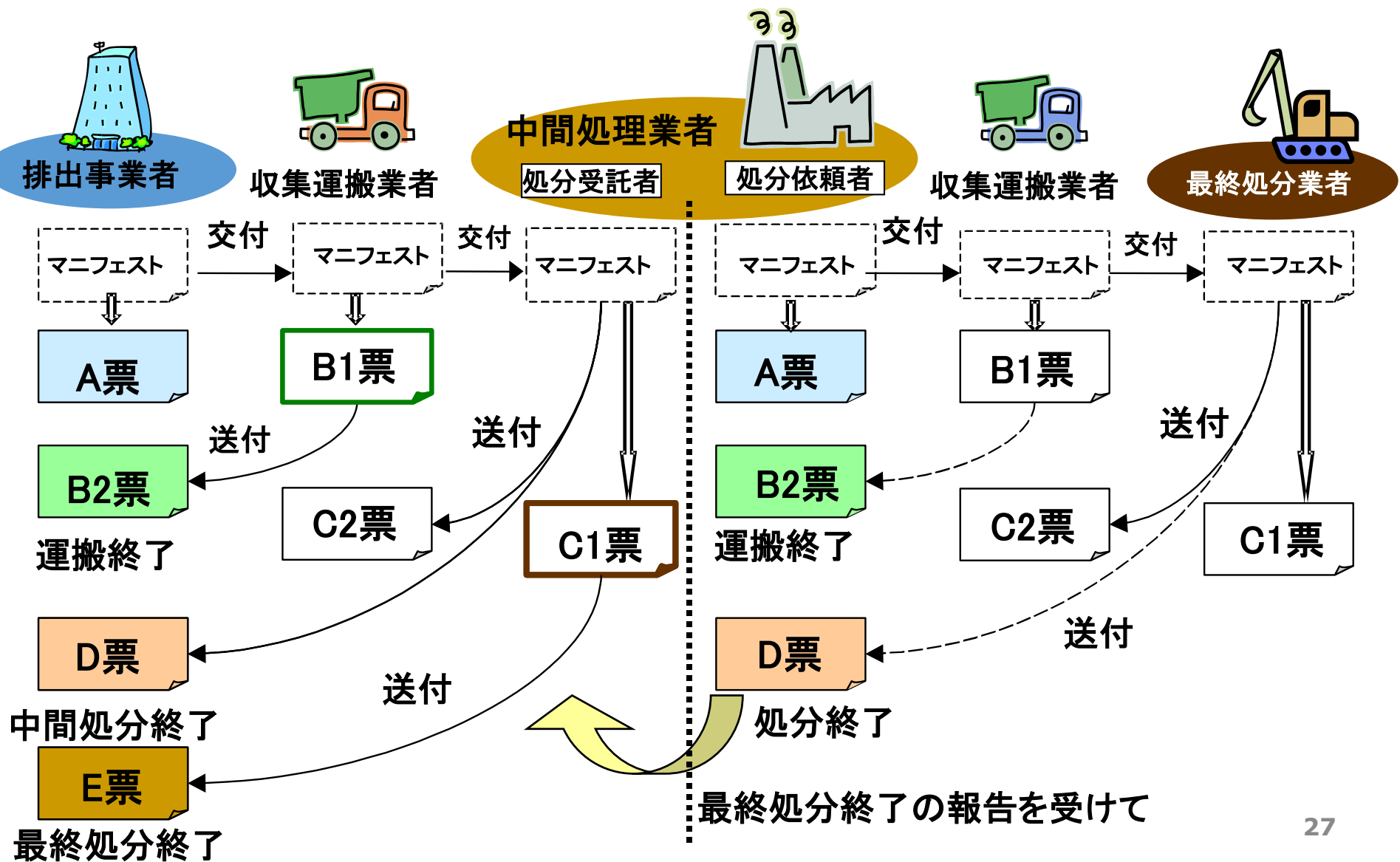
交付されたマニフェストの流れ



交付されたマニフェストの流れ



交付されたマニフェストの流れ



● 減量化・資源化等計画書の提出

※ 令和5年度から新様式に変わっています。

事業用大規模建築物の所有者は毎年 1 回提出

内容：廃棄物等の種類ごとに、

- ・ 過去 2 年の廃棄量・資源化量
- ・ これから 1 年の排出計画

期限：毎年 5月31日

● マニフェスト交付事業者の実績報告

内容：排出事業者ごとにその年の3月31日以前の一年間に
交付した管理票（マニフェスト）交付状況の報告

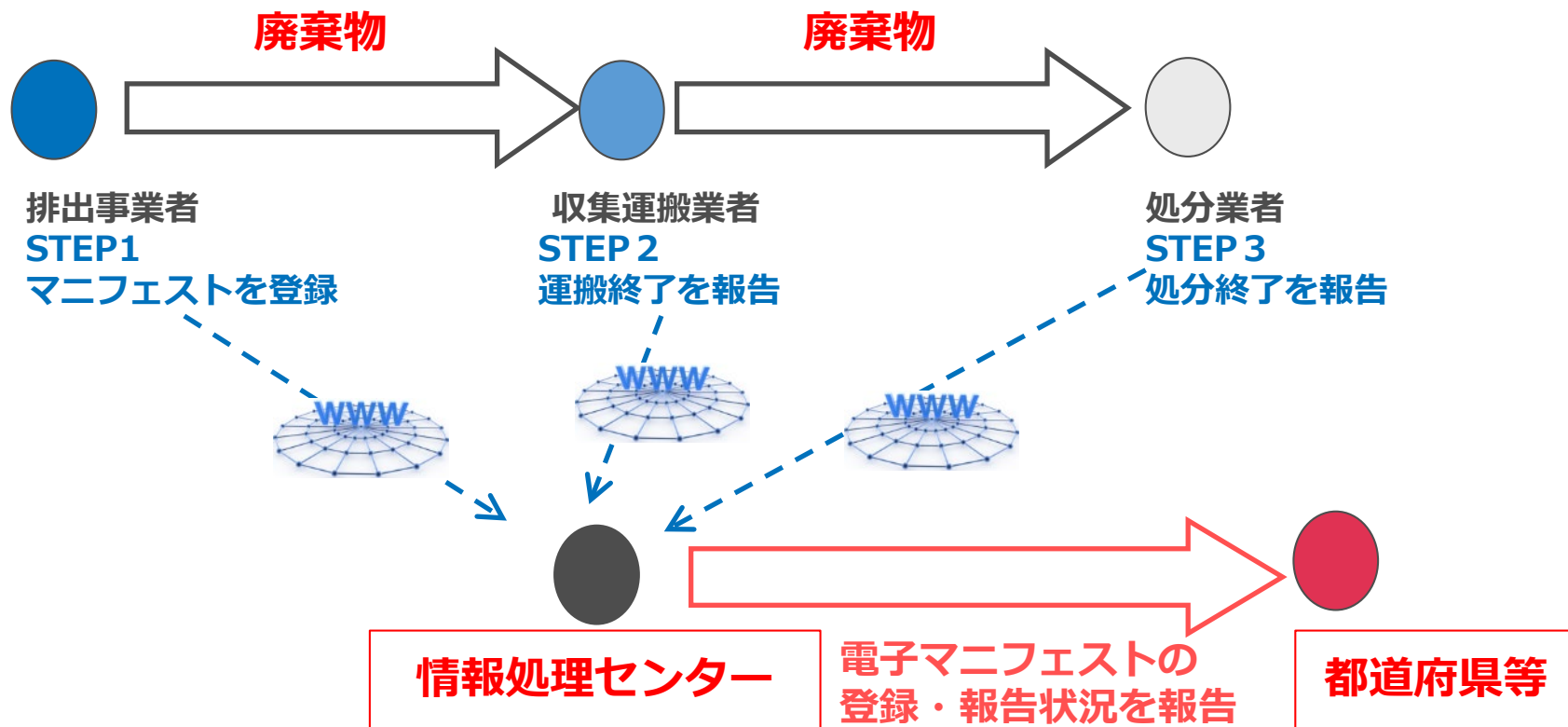
期限：毎年 6月30日



横浜市
電子申請システム

電子マニフェスト制度

紙マニフェストに代えて、インターネットを使用して委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組みです。



お問い合わせ先：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

電子マニフェスト導入のメリット

▶ 事務の効率化

- ・ パソコンや携帯電話から登録・報告可能
- ・ 管理票の保存が不要
- ・ 処理状況の確認が容易 など

▶ 法令の遵守

- ・ 管理票の誤記・記載漏れ防止
- ・ 管理票の偽造防止 など
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第三号）の提出不要 ←情報処理センターより報告

(参考) 未加入の事業者等を対象にした説明会

「公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター」

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/setsumeikai_E.html

パンフレットについて

産業廃棄物の排出事業者が守らなければならない詳細な内容を記載した下記のパンフレットもご活用ください。

事業活動に伴って発生する
廃棄物の処理について

《令和5年5月》

横浜市資源循環局
事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課

例えばこんなことも確認できます！

- ・ **20種類の産業廃棄物とは具体的にどういうもの？**
- ・ **契約書に盛り込まなければいけない事項は何？**
- ・ **マニフェストに記載しなければいけないことは何？**

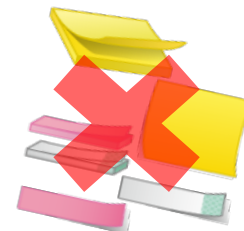
横浜市のホームページから
ダウンロードできます。



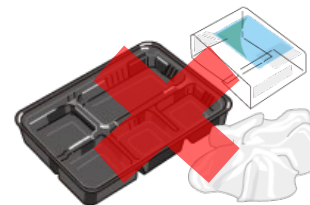
二次元コード

事業系ごみのルール違反に対する罰則制度

① **資源化可能な古紙**を種類ごとに**分別せず**、**その他の一般廃棄物**に混入する。



② 一般廃棄物に、**廃プラスチック・金属くず**などの**産業廃棄物**を混入する。



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」もしくは「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づく処罰の対象となることもあります。

焼却工場における検査

工場での搬入物検査 → 排出事業者への指導を実施

焼却工場への不適正搬入の例



資源化可能な古紙



廃プラスチック類



缶・びん・ペットボトル



未分別のごみ

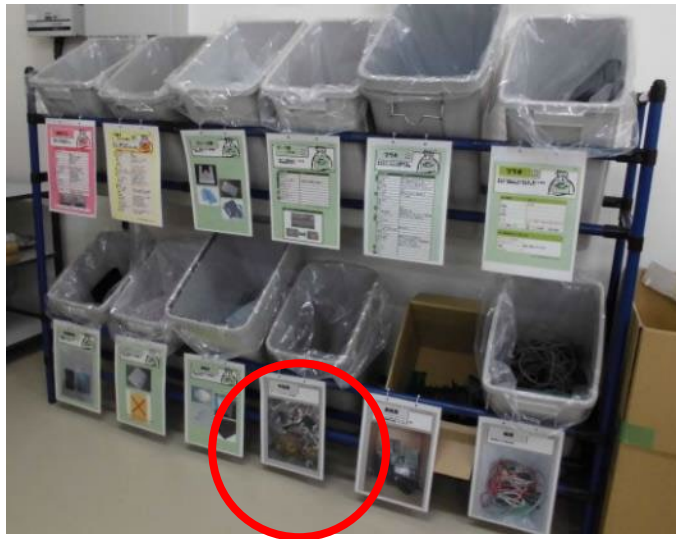


金属類

不適切搬入が発生した理由（例）

- ・ 初めから分別されていなかった（分別ボックスがない）
- ・ 事業所内の分別ルールが間違っていた
（例：汚れたプラスチック→燃やすごみ）
- ・ 排出段階では分別は行われていたが、保管場所での管理が不適切で、袋が混ざってしまった
- ・ 事業所内で分別排出していたものを収集運搬業者がまとめて焼却工場に持ち込んでしまった

わかりやすい分別ボックスの例



◀ 写真を貼付し、多くの品目を分別



▲ パイプの骨組みと箱を使用し、多品目を省スペースに設置



◀ 分別のポイントをイラストで分かりやすく掲示

お手本となる廃棄物保管場所の設置例



▲保管場所配置図の掲示

▼品目をわかりやすく表示

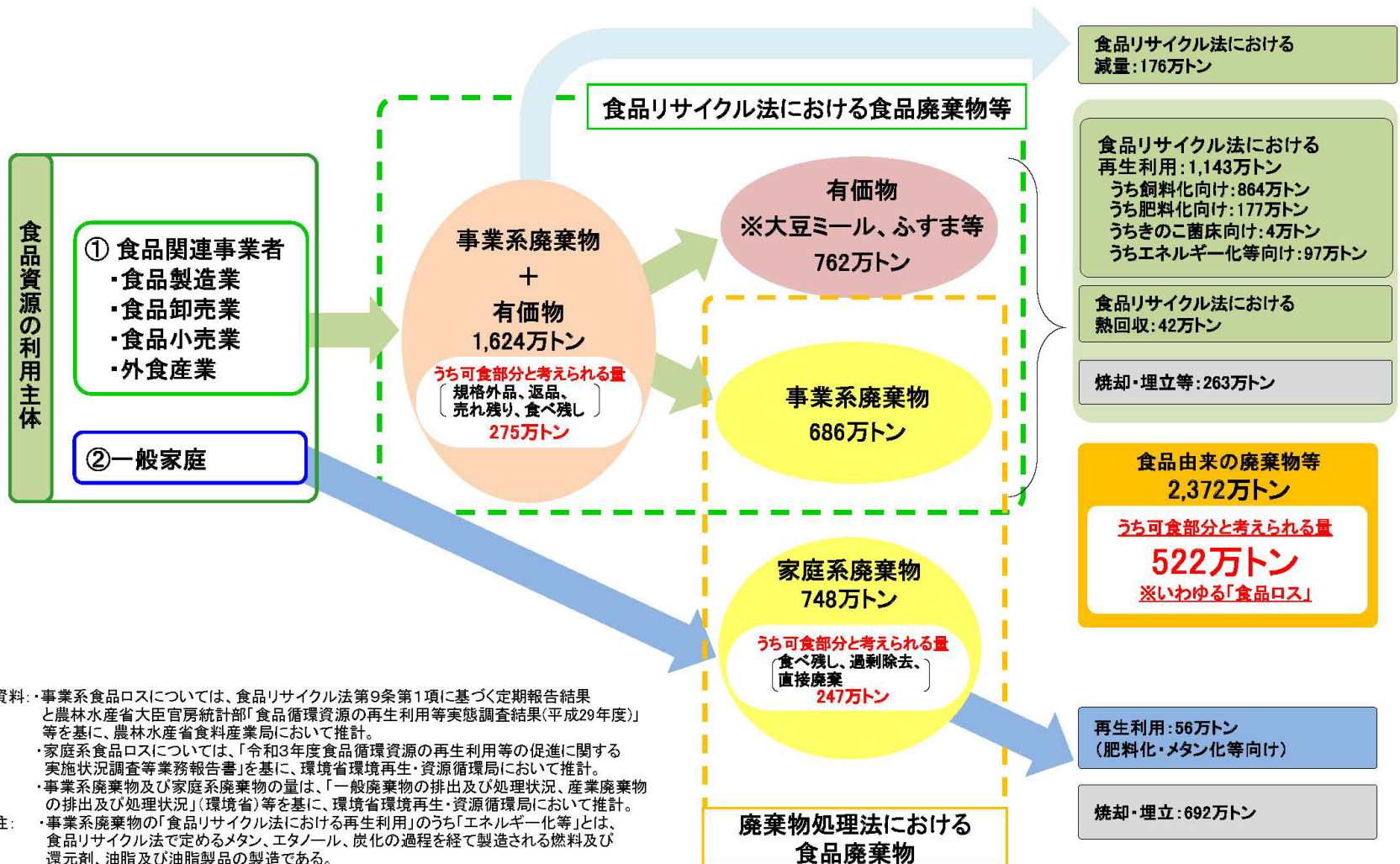


◀計量システムを設置



食品ロスの現状

食品廃棄物等の利用状況等（令和2年度推計）＜概念図＞



資料: 事業系食品ロスについては、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成29年度)」等を基に、農林水産省食料産業局において推計。
 ・家庭系食品ロスについては、「令和3年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告書」を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。
 ・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」(環境省)等を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。
 注: 事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
 ・端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがある。

食品ロスを減らすための取組

製造業・卸業・ 小売業など共通

- 食品廃棄物発生量や原因を分析し、取引先と協力しながら、発生抑制に取り組む ●商習慣を見直す（いわゆる3分の1ルールの緩和）
- 取組内容の積極的な情報提供を通じて、消費者に食品ロス削減の重要性を伝える。
- フードバンクやフードシェアリングに積極的に食品を提供する など

製造業

- 製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等を有効活用する。
- 食品の製造方法の見直しや保存容器包装の工夫等により賞味期限の延長に取り組む
- 消費期限を年月表示化する など

卸売業 小売業

- 賞味期限等に近い食品から購入するよう促す、値引き販売やポイント付与するなど、売り切りに取り組む
- 配送時の汚れや破損削減に取り組む
- 小分けや少量販売、量り売りを導入する など

外食産業

- 食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する
- 消費者の自己責任を前提に衛生上の注意事項を伝え、食べきれなかった料理の持ち帰りを可能とする
- 天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ等により売れ残りの削減に取り組む など

干し野菜研究家 澤井 香予



澤井氏は、「干し野菜研究家」として商品やレシピの開発・干し野菜を広める活動を行っています。中でも「未利用野菜」を使って農福連携でつくる干し野菜製品は、簡単な調理で美味しく栄養ある野菜が摂れる商品として、注目を集めています。生では長くても数週間しか日持ちのしない野菜も、干すことで消費期限の長い「ロングライフ」な食品に生まれ変わり、食べられる期間が長くなることで食品ロスの削減につながります。形や大きさが不揃いなどの理由で捨てられてしまっていた「未利用野菜」も、干し野菜に加工すれば活用できます。

横浜丸魚株式会社



横浜丸魚株式会社は、横浜市中心卸売市場の卸売業者です。日本の漁獲量が昭和59年をピークに減少している中、これまで市場に出回らずに廃棄されていた「未利用魚」の活用に着目し、オリジナル商品の開発・販売を行いました。さらに、横浜市中心卸売市場魚食普及推進協議会では、中心となって、学校給食への未利用魚の活用に尽力しています。

株式会社Beer the First



株式会社Beer the Firstは、代表者がクラフトビールで社会問題に貢献したいという思いから会社を立ち上げ、食品ロス削減につながるクラフトビールを企業や自治体と連携して企画・開発しています。売れ残りのパンや製麺工場から出る麺の端材、災害備蓄品の乾パンやアルファ米などを活用し廃棄間近の食品を、風味豊かな独自性の高いクラフトビールとしてアップサイクル※しています。

※「アップサイクル」とは、本来は捨てられるはずの製品に新たな価値を与えて再生すること

横浜市立大学 国際商学部 柴田典子ゼミナール



横浜市立大学柴田ゼミでは、企業や商店街と連携し、多様な食品ロス削減の取組を行っています。横浜中華街発展会協同組合とは、横浜中華街ならではの食べ残しを持ち帰る文化「打包(ダァパオ)」に着目しました。中国の「たくさんの食事を出すのがおもてなしで食べきれないのが食事のマナー」と日本の「もったいない」精神の文化が合わさり、横浜中華街で広がったのが「打包」です。柴田ゼミは、SNSでの情報発信、周知チラシや店内ポップの制作、普及のための実証実験をするなど、「打包」文化の普及に大きく貢献しました。

「食べきり協力店」事業 展開中！

対象：横浜市内で営業する飲食店・宿泊施設

取組内容：次のいずれかを実践

- ①小盛りメニュー等の導入
- ②持ち帰り希望者への対応
- ③食べ残しを減らすための呼びかけの実践
- ④ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動
- ⑤上記以外の食べ残しを減らすための工夫



▲ステッカー
◀ウェブサイト
ポスター▶



ご不明な点はこちらへお問い合わせください。

横浜市資源循環局マスコット ミーオ・イーオ



横浜市資源循環局 事業系廃棄物対策課
TEL 671-3818/FAX 663-0125
Email : sj-haishutsu@city.yokohama.jp